

工第679号
平成27年11月9日

関係機関 各位

栃木県産業労働観光部工業振興課長 茂呂 和巳

平成27年度「先端ものづくり産業研究開発等支援事業費補助金」事業計画の
募集について

時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

本県産業の振興につきましては、日頃から御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

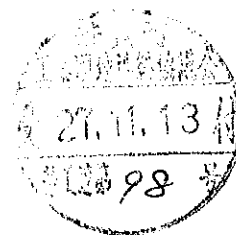
さて、栃木県では県内中小企業の競争力強化を支援し、地域の仕事や雇用の拡大を図るため、平成27年度の標記補助事業に係る事業計画を別添案内のとおり募集いたします。

つきましては、事業計画の募集について、貴職機関紙等での紹介及び関係企業への周知など、特段の御配慮くださいますようお願い申し上げます。

記

◆募集期間

平成27年11月11日(水)～11月25日(水) ※必着



栃木県産業労働観光部工業振興課
ものづくり企業支援室
プロジェクト推進チーム
TEL:028-623-3249/FAX:028-623-3945

平成27年度 先端ものづくり産業研究開発等支援事業費補助金 事業計画募集案内

栃木県では、県内中小企業の皆様が実施する「先端ものづくり産業」に係る研究開発等を支援するため、補助事業に係る事業計画の募集を行っております。

1 募集期間

平成27年11月11日(水)～平成27年11月25日(水) ※ 必着

2 事業計画を募集する補助制度の概要

(1) 補助金の名称

先端ものづくり産業研究開発等支援事業費補助金

(2) 補助対象事業

中小企業者が行う先端ものづくり産業(注1)に係る製品の高付加価値化に関する研究開発等(注2)

※ 注1「先端ものづくり産業」とは、航空機・医療機器・次世代自動車をいいます。

注2「製品の高付加価値化に関する研究開発等」とは、新技術・新製品の開発、生産性の向上
品質・性能の向上に資する取組のほか、知事が特に認めたものをいいます。

(3) 補助対象者

資本金の額又は出資の総額が3億円以下並びに従業員の数が300人以下の企業で、
県内に事業所を有する中小企業。ただし、みなし大企業は除きます。

(4) 補助対象経費

- ・ 原材料及び副資材の購入に要する経費
- ・ 機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据え付け、借用又は修繕に要する経費
- ・ 外注加工に要する経費（補助対象経費総額の50%以内）
- ・ 技術指導の受け入れに要する経費（補助対象経費総額の10%以内）
- ・ 研究開発等に直接従事する者の人件費（補助対象経費総額の20%以内）
- ・ 知的財産権に係る出願等に要する経費
- ・ その他、知事が特に必要と認める経費

(5) 補助金額

2,000万円以内（補助下限額1,000万円）

(6) 補助率

1/2以内

(7) 補助期間

平成27年度内

(8) その他

応募にあたっては工業振興課との事前相談が必要となりますので、下記問い合わせ先まで御連絡ください。

3 応募・問い合わせ

○ 募集案内及び様式はホームページからダウンロードできます。

(URL: <http://www.pref.tochigi.lg.jp/f02/h27senntannmonodukurihoiyokinn/hp.html>)

○ 募集案内を熟読の上、事業計画書を作成し、工業振興課まで持参又は郵送してください。

○ 事業計画の内容等についての相談は随時受け付けますので、お気軽にお問い合わせください。

栃木県産業労働観光部 工業振興課 ものづくり企業支援室 プロジェクト推進チーム

住所: 〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20 栃木県庁 本館6F 北側

電話: 028-623-3249 FAX: 028-623-3945

平成27年度

先端ものづくり産業研究開発等
支援事業費補助金

事業計画募集案内

栃木県産業労働観光部工業振興課

栃木県では、県内中小企業者が行う先端ものづくり産業に係る研究開発等を支援し、地域の仕事や雇用の拡大を図るため、「先端ものづくり産業研究開発等支援事業費補助金」事業を実施します。

つきましては、平成 27 年度の事業計画について、次のとおり募集しますので、奮って御応募ください。

なお、応募された事業計画は厳正な審査を行い、その結果、採択された事業計画が補助金の交付対象となります。

1 募集期間

平成 27 年 11 月 11 日（水）～平成 27 年 11 月 25 日（水） ※必着

2 募集する事業計画

補助対象事業	県内に事業所を有する中小企業者が行う先端ものづくり産業（航空機、医療機器、次世代自動車）にかかる製品の高付加価値化に関する研究開発等を行う事業 ※「製品の高付加価値化に関する研究開発等」とは、新技術・新製品の開発、生産性の向上、品質・性能の向上に資する取組のほか、知事が特に必要と認めたものをいう。	
補助対象者	資本金の額又は出資の総額が3億円以下並びに従業員の数が300人以下の企業で、県内に事業所を有するものとする。ただし、みなし大企業は除く。	
補助対象経費	経費区分	内容
	1 原材料及び副資材の購入に要する経費	研究開発等に直接使用する主要原料、主要材料、副資材の購入に要する経費
	2 機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据え付け、借用又は修繕に要する経費	(1) 「機械装置費」とは、次のものをいう。 ア 研究開発等に必要な機械装置又は自社により機械装置を製作する場合の部品並びに分析等機械装置の購入に要する経費。 なお、分析等機械装置とは、測定、分析、解析、評価等を行う機械装置をいう。 イ 研究開発等に必要な機械装置の試作、改良、据付け、修繕の外注に要する経費。 ウ 研究開発等に必要な機械装置、又は分析等機械装置の借りに要する経費。 (2) 「工具器具費」とは、次のものをいう。 ア 研究開発等に必要な機械装置等の製作をするための工具・器具の購入に要する経費。 イ 工具・器具の試作、改良、据付け、修繕に要する経費。 ウ 工具・器具の借用に要する経費。
	3 外注加工に要する経費	研究開発等に必要な原材料等の再加工、設計等の外注（(1)イ及び(2)イを除く。）に要する経費（補助対象経費総額の50%以内）
	4 技術指導の受け入れに要する経費	研究開発等を行うに当たって外部からの技術指導を特に必要とする場合の技術者等に支払われる経費（補助対象経費総額の10%以内）

経費区分		内 容					
補助対象 経 費	5 研究開発等に直接 従事する者の人件費	<p>研究開発等に直接従事する者の直接作業時間に対し支払われる経費</p> <p>直接人件費=直接作業時間×時間給額</p> <p>直接作業時間は1,800時間を限度とし、直接作業時間が1,800時間を超える者は1,800時間とする。</p> <p>時間給額は2,500円を限度とし、時間給額が2,500円を超える者は2,500円とする。</p> <p>「直接人件費」の時間給額は、下記の式により算出するものとする。ただし、給与形態が年俸制の場合は、年俸金額を年間所定労働時間で除した値とする。</p> <p>時間給額=(年間基本給+年間諸手当)÷年間所定労働時間</p> <p>ここで、諸手当とは、家族手当、住宅手当、法定福利費(事業者負担分とする。ただし、第二厚生年金等通常の基金より上乗せする経費は除く。)、管理職手当(技能職に対する手当を含む。)及び賞与とし、時間外手当は除く。</p> <p>(補助対象経費総額の20%以内)</p>					
	6 知的財産権に係る出 願等に要する経費	<p>研究開発等に密接に関連し、研究開発等成果の事業化に当たり必要となる知的財産権(特許権、実用新案権及び意匠権)の取得に要する弁理士の手続き代行費用、外国出願のための翻訳料及びその他関連経費</p> <p>ただし、日本の特許庁に納付される特許出願手数料、審査請求料、特許料等を除く。</p>					
	7 1から6までに掲げる もののほか、知事が特 に必要と認める経費	<p>上記に掲げる経費以外で、測定、分析、解析、試験、プログラム作成等の委託に要する経費等で、知事が特に必要と認める経費</p>					
補助金額	2,000万円 以内	補助率	1/2以内	補助下限額	1,000万円	補助期間	当該年度内

3 事業日程 (予定)

平成27年11月11日(水)～11月25日(水) 募集

11月 審査(書類及びヒアリングによる審査)
採択、交付申請、交付決定・事業開始

平成28年1月 中間検査

3月 事業終了、実績報告書提出、完了検査、額の確定

4月 補助金支払

※補助金の支払は、事業終了後の精算払になります。

4 留意事項

- 単なる新規設備の導入等、研究開発要素のない事業計画は、補助事業の対象となりません。
- 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税は、補助対象経費となりません。
- 別の補助事業に申請中の場合、同じ研究開発等テーマであっても本補助事業に申請することは可能ですが、一方の補助事業が採択となった場合には、どちらか一方の補助事業について申請を取り下げいただくこととなりますので、御了承ください。
- 補助対象となる物件については、使用目的等の制限があります。
- 採択時には、企業名、代表者名、所在地、研究開発等テーマは公表となります。
- 補助金の採択に当たっては、予算の都合等により減額となる場合があります。

- 補助事業終了後、企業化状況報告書等により、5年間事業の実施結果等を報告していただきます。

5 提出書類

- (1) 先端ものづくり産業研究開発等支援事業計画書(実施要領様式第1)
- (2) 補助事業計画書(交付要領様式第2)
- (3) 補助事業内容説明書(交付要領様式第3)
- (4) 技術指導受入計画書(交付要領様式第4)

※共同研究開発等者以外からの技術指導受入に伴う経費で、補助対象経費として希望する場合のみ提出してください。(他から技術指導を受ける場合)

- (5) 直近の2年間の決算報告書の写し
- (6) 見積書等

※取得価格が50万円以上の機械等のみ提出してください。

上記(1)～(4)の様式については、下記のホームページからダウンロードして作成してください。また、記載例もダウンロードできますので、記載例に従って記載してください。

○県ホームページ URL

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f02/h27senntanmonodukurihojyokinn/hp.html>

6 書類提出先・問い合わせ先

- 応募にあたっては工業振興課との事前相談が必要となりますので、下記まで御連絡ください。
- 所定の提出書類を作成の上、工業振興課まで持参又は郵送(11月25日(水)必着)してください。提出書類はコピーをとり、控えを1部保管してください。
- 計画書の記載方法やその他ご不明の点は、工業振興課までお問い合わせください。

栃木県産業労働観光部工業振興課
ものづくり企業支援室
〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20
(県庁本館 6F 北側)
TEL:028 (623) 3249/FAX:028 (623) 3945